

議会のしくみ

海津市議会



1. 市議会とは

市民から選挙で選ばれた代表者が、海津市をよりよい町にするため、みんなの暮らしをどんなふうによくするのか、話し合い決めるところ

2. 議長・副議長

*議長と副議長は、市議会議員の中から選挙で選ばれます。

議長は市議会の代表として、議場で行われる話し合いを整理したり、まとめたりします。また、市民の皆さんからの「請願・陳情」を受け取ったりするなどの仕事をしています。

副議長は、議長が病気や出張などでいない時に、議長に代わって仕事をします。

3. 市議会議員は市民の代表

海津市を住みやすい町にするために、市民全員が集まって話し合いをすることはできないので、選挙で選ばれた市民の代表者が代わりに話し合います

- ・市議会議員定数(人数) = 15人

- ・任期(仕事ができる期間) = 4年間

4年の任期が終了すると、選挙が実施され、新たに市議会議員が選ばれる

- ・被選挙権(市議会議員に就くことができる) = 25歳以上の市民で選挙権を持つ人

選挙権

(市議会議員を選ぶ権利)

→ 18歳以上かつ3か月以上
海津市に住んでいる人

4. 海津市議会の現状

- ▶ 議員定数 15人 現議員数 15人
- ▶ 任期 令和7年4月27日～令和11年4月26日
- ▶ 組織・構成

海津市議会

- └ 常任委員会：総務産業建設委員会（8人）、文教民生委員会（7人）
- └ 議会運営委員会（7人）、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議
- └ 議会改革検討委員会（7人）、広報広聴委員会（15人）

▶ 会派別議員数

政和会・清流くらぶ（3人） 海津市議会公明党（1人）
幸福実現党（1人） 日本共産党（1人） 民ノ風（1人）

広報誌編集部会＝市議会だより
広報部会＝HP、Instagram
広聴部会＝語ろう会など

*会派：同じような考えや意見を持つ議員が、グループを作り活動する。原則2人以上、1人会派も認める。

5. 市議会の仕事

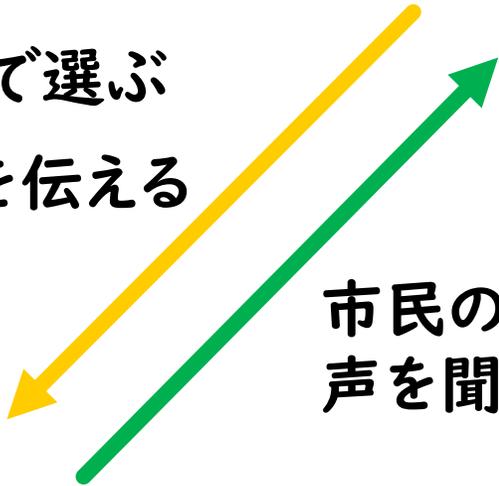
市議会は・・・

1. 市民が望んでいることを市に対して提案します。
2. 市の決まり(条例)を決めます。
3. 市のお金を何に使うか、使用目的を決めます=予算
4. 市のお金が正しく使われたかを話し合います=決算
5. 市の仕事が正しく行われているかを調べます。
6. 国や県に対して、こうしてほしいという要望や意見を出します。

定例会 = 年4回(3月・6月・9月・12月)
海津市の事務・事業などを審議し、
決定する
臨時会 = 急いで決定する必要がある場合、
緊急で開催される
本会議 = 市議会議員が全員で話し合う会議

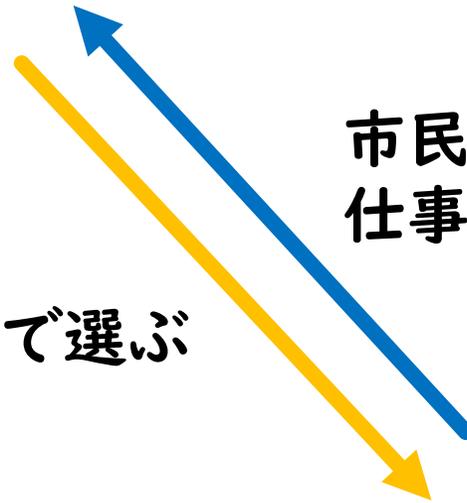


選挙で選ぶ
願いを伝える



選挙で選ぶ

市民のために
仕事をする



市の仕事を決めたりチェックする
市民の要望を伝える



6. 委員会の種類

① 常任委員会 : 海津市は2つの常任委員会があり、議員は必ずどちらかの委員会に入る

多くの事業があるため、本会議で決める前に議題の内容により、いくつかの会議に分けて、詳しく専門的に審議します。なお、委員会でも多数決によって、賛成するかどうかを決めています

☆総務産業建設委員会=市全体の計画・選挙・道路・水道・産業・消防など

☆文教民生委員会=税金・市民の健康や福祉・教育・文化スポーツ振興など

② 議会運営委員会 : 本会議をどのように進めるかを決めたり、会議のルールについて話し合う

③ 特別委員会 : 市の大きな問題や1つのことを話し合う

7. 議会用語解説

- ▶ **議案**：市長や議員から提出される予算、条例案など議会で審議する案件のこと
- ▶ **議決**：議会として意思決定すること
- ▶ **質疑**：議案について提出者に疑問や内容を質（ただ）すこと
- ▶ **審議**：本議会に提出された議案などを、説明を聞き、質疑をし、討論を重ね、採決する一連の過程。
- ▶ **審査**：委員会に付託された議案などについて、説明、質疑、討論、採決を経て結論を出す一連の過程
- ▶ **付託**：本会議に提出された議案などを専門的に調べるため、委員会へ議案などを送ること。

8. 定例会の会議の流れ

1. 本会議

開会



会期の決定



議案の上程



議案の説明



質疑



委員会付託

2. 本会議

一般質問

市長の招集により議員が出席

議長が開会を宣言し、会期(期間)を決定

審議する議案を議題とすることを上程

提出議案について市長が内容と理由を説明。

提案議案に対し、議員が質問し理事者が答える

議案を詳しく審査するため、所管の委員会に付託

議員が市政全般について質問

3.委員会

議案の説明



質疑



討論



採決

詳しい説明を担当部局から受ける

担当部局にいろいろな角度から質疑を行う

議案などについて、賛成や反対かその意見を述べる

委員会としての出席委員の多数決により可否を決める

4.本会議

委員長報告



委員長報告に対する質疑



討論



採決



閉会

委員会での審査の経過および結果を報告

委員以外の議員が委員会報告に対し質疑を行う

議員が議案について賛成や反対の意見を述べる

多数決により議案の可否を決定

議長の宣言で閉会

議案が採択されるには、出席した市議会議員の過半数以上の賛成が必要

9. 一般質問

住民の日常生活や意思を反映した事柄や市の施策の状況や方針などについて質問を行い、市長などがその質問に対して答弁を行う。その答弁に疑問点があれば、納得できるまで再質問できる。

時間	答弁含めて1人40分以内（一問一答方式）
質問回数	制限なし
質問場所	質問席（対面式）
答弁場所	1回目は登壇して行い、2回目以降は自席。

傍聴席（30席・先着順）
で傍聴できます。
ぜひお越しください！



10. 市にお願いするには・・・

「海津市にこうしてほしい」という意見や要望を書いて、市議会に提出できます。
これを**請願・陳情**といい、誰でも提出することができます。

請願 → 担当の常任委員会で審査し、本会議において採決または不採決を決定する。
紹介議員が必要。

陳情 → 請願と同じような性質のもの。
紹介議員を必要としない。

大垣ケーブルテレビでの(録画)放映や
YouTubeで配信されています。

公式チャンネル海津市議会
- YouTube

